

○埼玉県警察射撃場の運用要領

平成23年 3 月 18日

教 第 4 9 4 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察射撃場の運用要領の制定について（通達）

衛生管理対策の推進等、埼玉県警察の射撃場をより適正に運用するため、埼玉県警察射撃場の運用要領（平成10年埼例規第51号・教）の全部を別添のとおり改正し、平成23年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察射撃場の運用要領

第1 趣旨

この要領は、別に定めるもののほか、埼玉県警察における射撃場の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 射撃場 警察学校射撃場（以下「学校射撃場」という。）及び警察署に設置された応用射撃場（以下「応用射撃場」という。）をいう。
- (2) 射撃訓練 実包による射撃訓練をいう。
- (3) 施設管理 射撃場並びにその附属施設、備品及び訓練用具（訓練実包を除く。）を維持管理することをいう。
- (4) 使用管理 射撃訓練及び当該射撃訓練に係る施設使用全般についての安全面及び衛生面の管理をいう。
- (5) 一般射撃訓練 射撃場において警務部教養課長（以下「教養課長」という。）の管理の下に実施する射撃訓練をいう。
- (6) 学校射撃訓練 射撃場において警察学校長の管理の下に実施する射撃訓練をいう。
- (7) 特別射撃訓練 射撃場において所属長（教養課長及び警察学校長を除く。）の管理の下に実施する射撃訓練をいう。

第3 管理責任者

- 1 射撃場を有する所属に管理責任者を置き、所属長をもって充てる。
- 2 管理責任者は、常に適正な施設管理に努めなければならない。
- 3 管理責任者は、射撃場について定期測定として1年に1回、換気装置等に係る設備の変更が行われた場合はその都度、環境測定を実施し、訓練環境を改善するために必要な措置を講じるものとする。

第4 実包の保管、管理等

- 1 射撃場において使用する実包の保管施設の管理は、管理責任者が行うものとする。
- 2 実包の払出し申請及び撃ちがら棄きょう等（不発弾、残弾を含む。）の返納は、一般射撃訓練にあつては教養課長が、学校射撃訓練にあつては警察学校長が、特別射撃訓練にあ

っては当該訓練を実施する所属長が、それぞれ行うものとする。

第5 射撃場の使用手続

- 1 教養課長は、一般射撃訓練を実施する場合は、訓練を実施しようとする射撃場の管理責任者に対し、埼玉県警察射撃場使用申請書（別記様式第1号）により当該射撃場の使用申請を行うものとする。
- 2 警察学校長は、学校射撃訓練を応用射撃場において実施する場合は、訓練を実施しようとする応用射撃場の管理責任者に対し、埼玉県警察射撃場使用申請書により当該応用射撃場の使用申請を行うものとする。
- 3 所属長は、特別射撃訓練を実施する場合は、訓練を実施しようとする射撃場の管理責任者に対し、埼玉県警察射撃場使用申請書により当該射撃場の使用申請を行うものとする。
ただし、自所属の射撃場で特別射撃訓練を実施する場合は、この限りでない。

第6 使用責任者

- 1 使用管理に関する責任者として、射撃訓練ごとに、射撃場使用責任者（以下「使用責任者」という。）を置き、一般射撃訓練にあつては教養課長を、学校射撃訓練にあつては警察学校長を、特別射撃訓練にあつては当該訓練を実施する所属長をもって充てる。
- 2 使用責任者は、各種事故防止のため、当該射撃訓練時の安全面及び衛生面において万全を期するものとする。

第7 使用担当者

- 1 使用責任者は、射撃訓練に係る使用管理について補助させるため、部下職員の中から、射撃場使用担当者（以下「使用担当者」という。）を指定するものとする。
- 2 使用担当者は、使用責任者の命を受け、当該射撃訓練に係る使用管理に関する事務を掌理するものとする。

第8 衛生主任者

- 1 使用責任者は、施設使用時における衛生面の管理担当者として、部下職員の中から、射撃場の衛生主任者（以下「衛生主任者」という。）を指定するものとする。
- 2 衛生主任者は、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第60条に定める鉛作業主任者技能講習を修了した者の中から選任するものとする。
- 3 衛生主任者は、埼玉県警察職員の健康管理に関する訓令（平成12年埼玉県警察本部訓令第12号）第8条に定める衛生管理者と連携を図り、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 射撃場における訓練に出席する職員に対する衛生管理上の指示
 - (2) 換気装置等の点検、保護具使用状況の監視、射撃場内の換気及び鉛粉じんの発散防止
 - (3) (1)及び(2)のほか、射撃場における衛生管理のための措置
- 4 使用担当者は、衛生主任者を兼ねることができるものとする。
- 5 使用責任者は、保護具使用状況の監視等射撃訓練時に行う衛生主任者の措置を、必要により埼玉県警察術科訓練規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第12号）第7条に定める術科訓練立会責任者に行わせることができる。

第9 実射訓練指揮官

- 1 自所属の管理の下で、射撃場における実包による訓練（以下「実射訓練」という。）を行う所属の使用責任者は、所属の警察官であって、次に掲げる要件を全て満たすものの中から、実射訓練指揮官を指定するものとする。この場合において、使用責任者（教養課長を除く。）は、実射訓練指揮官の選定に当たり、教養課長と協議するものとする。
- (1) 拳銃指導者講習等を修了していること。
 - (2) 埼玉県警察術科技能等の検定等に関する訓令（昭和54年埼玉県警察本部訓令第23号）第16条に定める拳銃技能検定の上級位を有し、かつ、巡査部長以上の階級であること。
 - (3) 拳銃使用及び取扱いに練熟し、かつ、実射訓練の指揮能力を有すると認められること。
- 2 実射訓練指揮官は、自所属の管理の下に行われる訓練に際し、射撃場における実射訓練を指揮するものとする。
- 3 実射訓練指揮官は、埼玉県警察術科訓練規程第11条に定める術科指導者又は同規程13条に定める術科指導員を兼ねることができる。

第10 報告

- 1 実射訓練指揮官は、射撃訓練終了後、埼玉県警察射撃場使用結果報告書（別記様式第2号）により、管理責任者及び使用責任者に報告しなければならない。
- 2 実射訓練指揮官は、射撃訓練の実施中、事故が生じた場合は、その状況を直ちに使用責任者を経て警察本部長及び管理責任者にそれぞれ報告しなければならない。

実施日

この通達は、平成23年4月1日から実施する。

実施日（令和2年10月15日教第1184号）

この通達は、令和 2 年11月 1 日から実施する。

実施日（令和 4 年 3 月 2 日教第378号）

この通達は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

【様式省略】